

地域密着型特別養護老人ホームたまゆの杜 利用料金表

令和4年10月1日 現在

(単位:円)

		金額	内容等
基本料金	要介護1	661/日	
	要介護2	730/日	
	要介護3	803/日	
	要介護4	874/日	
	要介護5	942/日	
日常生活継続支援加算		46/日	6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち要介護4・5の方が70%以上、介護福祉士が5名以上の場合
サービス提供強化加算(Ⅰ)		22/日	介護福祉士80%以上、勤続10年以上の介護福祉士35%以上のいずれかに該当
サービス提供強化加算(Ⅱ)		18/日	介護福祉士60%以上
サービス提供強化加算(Ⅲ)		6/日	介護福祉士50%以上、常勤職員70%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当
看護体制加算(Ⅰ)イ		12/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ		23/日	基準を上回る看護職員を配置し、医療機関への24時間連絡体制が確保されている場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ		46/日	夜勤を行う職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)		12/日	機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員と共同して計画を作成・実施している場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)		20/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定しその内容等を厚生労働省提出し、活用した場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100/月	通所リハ・訪問リハを実施している医療提供施設の医師や療法士等助言を受け個別機能訓練計画を作成等した場合、3月に一回を限度
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200/月、100/月	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合、個別機能訓練加算を算定している場合は100/月
排せつ支援加算(Ⅰ)		10/月	医師又は医師と連携した看護師が入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し活用している場合。排せつ支援計画を作成し、3月に1回見直しを行い、支援を継続して実施していること
排せつ支援加算(Ⅱ)		15/月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定しており、排便・排尿の状態の少なくとも一方が改善され、悪化がないこと。又は、おむつ使用ありからなしに改善していること
排せつ支援加算(Ⅲ)		20/月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定しており、排便・排尿の状態の少なくとも一方が改善され、悪化がないこと。かつ、おむつ使用ありからなしに改善していること
排せつ支援加算(Ⅳ)		100/月	排せつ障害のため多職種が協働して支援計画を作成し支援した場合(令和4年3月31日まで)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3/月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し活用している場合。褥瘡ケア計画を作成し、3月に1回見直しを行い、定期的に状態を記録していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定しており、評価の結果褥瘡の発生がない場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)		10/月	褥瘡の発生を予防するために定期的な評価を実施し、計画的に管理する(令和4年3月31日まで)
栄養マネジメントの未実施		▲ 14/日	栄養管理基準を満たさない場合
栄養マネジメント強化加算		11/日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
ADL維持等加算(Ⅰ)		30/月	利用者等の総数が10人以上であり、利用者全員について6ヶ月後にADL値を測定し、厚生労働省提出し、活用すること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
ADL維持等加算(Ⅱ)		60/月	加算(Ⅰ)の要件を満たすとともに、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること
自立支援促進加算		300/月	医師が自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、6ヶ月に1回は評価の見直しを行う。多職種で自立支援計画を策定し計画に従いケアを実施。計画は3ヶ月に1回見直しを行い、評価の結果を厚生労働省に提出し、活用した場合
安全対策体制加算		20/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
安全管理体制未実施減算		▲ 5/日	事故発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
再入所時栄養連携加算		200/回	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合
身体拘束廃止未実施減算		▲ 10%/日	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合
経口維持加算(Ⅰ)		400/月	著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者に実施した場合
経口維持加算(Ⅱ)		100/月	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者に実施した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50/月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加え、疾病の状況を厚生労働省に提出し、活用していること
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記利用料金合計に8.3%乗じた額	算定基準を満たした場合
特定処遇改善加算(Ⅰ)		上記利用料金合計に2.7%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記利用料金合計に1.6%乗じた額	算定基準を満たした場合
居住費		2,006/日 (注1)	
食費		1,445/日 (注2)	

※ (注1)(注2)は、世帯の所得に応じて減額となる場合もあります。

利用者負担段階	居住費	食費	預貯金要件	対象となる要件等
利用者負担第1段階の方	820/日	300/日	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方
利用者負担第2段階の方	820/日	390/日	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入額の合計が年間80万円以下の方
利用者負担第3段階①の方	1,310/日	650/日	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
利用者負担第3段階②の方	1,310/日	1,360/日	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入額の合計が年間120万円超の方
利用者負担第4段階の方	2,006/日	1,445/日		上記1～3段階①②に該当しない方

上記以外の介護保険給付対象となるサービス利用料金（介護職員処遇改善加算にも反映されます）

初期加算	30/日	入所日から起算して30日間算定
療養食加算	6/回	療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3/日	認知症自立度Ⅲ以上の方が1/2以上入所 認知症研修修了者を配置している場合
外泊時費用	246/日	入院又は外泊した場合（月6日を限度）
在宅サービスを利用したときの費用	560/日	外泊時特養より在宅サービスを利用した場合。外泊時費用と併用不可。
看取り介護加算（Ⅰ）	72/日	死亡日以前31日以上45日以下
	144/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680/日	死亡日の前日・前々日
	1,280/日	死亡日
看取り介護加算（Ⅱ）	72/日	死亡日以前31日以上45日以下
	144/日	死亡日以前4日以上30日以下
	780/日	死亡日の前日・前々日
	1,580/日	死亡日

※ 配置医師と協力機関医師の連携した場合

介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります（利用時のみご負担いただきます）

預託管理費	100/日	ご利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書 等をお預かりし各種支払の代行を行ないます
理容代	2,000/回	施設にて理容をされた場合
電気代	100/日	1品持込につき

☆ レクリエーション、クラブ活動

ご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加した場合の材料費、入場料等の実費

☆ おやつ代—実費

※ 利用料金（基本料金及び各種加算額）は、自己負担割合が1割の場合について記載しています。各ご利用者の利用料金は、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた金額となります。